

## 議会改革に関する事項の最終報告について（第 5 次）

### 第 1 議会運営の先例・慣習について

#### 1. 本会議に関する事項

##### 地域審議会の意見書について

###### 【事務局案】

執行部に対し、地域審議会の意見書及び地域審議会への諮問等について、重要な事項については議会（所管の常任委員会または全員協議会）に説明するよう要望する。

#### 2. 休会日に関する事項

##### 市立小・中学校の入学式及び卒業式当日の議会の休会について

###### 【事務局案】

その都度、議会運営委員会で決定する。

#### 3. 正副議長に関する事項

##### 議長・副議長の会派離脱について

###### 【事務局案】

改選後以降の検討課題とする。

#### 4. 視察に関する事項

##### 委員会視察について

###### 【事務局案】

委員会視察の情報（視察地・調査項目等）を、事前に執行部に情報提供する。また、委員会視察報告書（委員会としてまとめたもの）を各会派に配布する。

5 . 議員に関する事項

鳥取市議会議員政治倫理要綱の見直しについて

【事務局案】

改選後以降の検討課題とする。

交渉会派の人数要件の緩和について

【確認事項】

交渉会派の人数要件について、「3名以上」か「4名以上」かの決定  
(9月末まで)

【事務局案】

会派の定義について、「1名以上」か「2名以上」かについても併せて検討する。  
(9月末まで)

議員報酬について

【事務局案】

改選後以降の検討課題とする。

第2 政務調査費について

1 . 政務調査費に関する事項

政務調査費の交付額について

【事務局案】

改選後以降の検討課題とする。

第3 議会の情報公開について

1 . 委員会に関する事項

議事録作成ソフトの購入について

【事務局案】

改選後以降の検討課題とする。

#### 第 4 議会会議規則・委員会条例について

##### 1. 委員会に関する事項

公聴会制度・参考人制度について

**【事務局案】**

運営面を考えながら、公聴会制度・参考人制度の活用を図るべきとする。

##### 2. 請願・陳情に関する事項

陳情書の扱いについて

参考：鳥取市議会会議規則第 138 条（陳情書の処理）

議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

**【事務局案】**

会議規則第 138 条により処理すべきとする。

##### 3. 議会に関する事項

議会基本条例の制定について

**【事務局案】**

改選後以降の検討課題とする。